

母子保健法施行細則等の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律によりこども家庭庁長官の権限を定める等の関係規定が整備されたことに伴い、下記の規則について改正した。

(1)母子保健法施行細則

(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談事業者の指定等に関する規則

(3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則

(4)児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則

(5)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則

(6)児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、及び設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十四条第四項の費用に関する指針等を定める規則

(7)児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十八条第四項の費用に関する指針を定める規則

(8)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

4 意見公募手続について

千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は実施しないものとした。